

平成30年海審第1号

裁 決

モーターボートA火災事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、海難審判所は、理事官永木俊文出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の免許を取り消す。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成27年3月7日17時00分

香川県小槌島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 19トン

登録長 14.83メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 592キロワット

(1) 船舶所有者変更及び保険契約の経緯等

Aは、平成3年7月に進水した最大搭載人員が15人のFRP製モーターボートで、平成27年1月B社が、前所有者から所有者変更登録を行い、同年3月同社代表取締役b（以下「B社代表取締役」という。）が自らを保険契約者としたヨット・モーターボート総合保険（以下「船舶保険」という。）を付保していた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、B社代表取締役を乗せ、船舶保険の保険金詐欺の目的で、広島港への回航を装い、船首0.4メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、平成27年3月7日10時30分香川県高松港を発し、船体への放火を予定している同県まるがみ円上島に向かった。

これより先、a受審人は、平成27年1月頃多額の借金を抱えていたところ、船舶保険の保険金詐欺の首謀者を紹介され、同人の事務所で共犯のB社代表取締役らと会い、放火による保険金詐欺の計画を持ち掛けられ、2月頃職場から持ち出した資料を参考に機関室から出火したことにすることを提案するなど、船舶保険の保険金詐欺計画に加担し、3月4日高松港でAに初めて乗船して試運転を行い、同月6日高松市内でB社代表取締役とともに予備燃料及び放火用として軽油60リットルを購入したものであった。

a受審人は、円上島に向かう途中で放火予定地点を変更し、11時50分小槌島灯台から110度（真方位、以下同じ。）1.4海里の地点付近で、機関を停止して漂泊を始め、機関室左舷側の壁面に軽油をまき、ライターで放火を試み始めた。

a受審人は、壁面にまいた軽油に引火しなかったことから、B社代表取締役とともに可燃物を機関室に集め、折からの潮流により陸

岸に向け圧流されては潮上りを繰り返しながら放火を試み続け、16時30分機関が始動できなくなって漂流を始めた。

a 受審人及びB社代表取締役は、更に大量の軽油をまいて火を放ったところ、気化した軽油に引火すると同時に燃え広がり、17時00分小槌島灯台から110度1.4海里の地点において、Aは、機関室が火災となった。

当時、天候は雨で風力1の北北西風が吹き、潮高は下げ潮の末期であった。

その結果、甲板等に延焼して船体に焼損を生じ、来援した巡視艇による消火作業中に沈没し、のち引き揚げられ、海中に飛び込んだa 受審人及びB社代表取締役は、付近航行中の船舶に救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件火災は、小槌島東方沖合において、船舶保険の保険金詐欺の目的による放火によって発生したものである。

a 受審人は、小槌島東方沖合において、船舶保険の保険金詐欺の目的で、機関室に軽油をまき、放火して火災を発生させた職務上の故意により、甲板等に延焼させて船体を焼損させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第1号を適用して同人の小型船舶操縦士の免許を取り消す。

よって主文のとおり裁決する。

令和2年9月15日

海難審判所

審判長 審判官 古 城 達 也

審判官 河 野 守

審判官 覺 前 修